

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

職員等に支給する旅費について、より実態に即した旅費の支給を行うため、滋賀県旅費支給条例（昭和 46 年滋賀県条例第 11 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県旅費支給条例の一部改正

ア 車賃は、旅客運賃または 1 キロメートル当たりの定額により支給することとし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により有料道路の料金その他の任命権者が知事と協議して定める料金を必要とした場合は、その実費額についても車賃として支給することとします。（第 1 条中第 6 条、第 17 条関係）

イ 内国旅行の旅費は、宿泊を伴う旅行について 1 夜当たりの定額により支給することとし、その額は、1 夜につき 780 円（県内の旅行の場合にあつては、その 2 分の 1 に相当する額）とすることとします。（第 1 条中第 6 条、第 18 条、第 22 条関係）

ウ 在勤地内の旅行の区分を廃止し、当該旅行については、同一地域内の旅行として旅費を支給することとします。（第 1 条中第 25 条関係）

エ 同一地域内の旅行については、一定の移転料、着後手当および扶養親族移転料を除き、第 6 条第 1 項に規定する旅費を支給するとともに、自家用自動車等による旅行の場合の車賃の額を旅行の行程に応じて支給することとします。（第 1 条中第 17 条、第 26 条関係）

オ 旧在勤地内において、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居所を移転した場合については、当分の間、旧在勤地を同一地域とみなして、移転料を支給することとします。（付則関係）

(2) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 車賃の額は、その乗車に要する運賃とすることとします。（第 2 条中別表 3、別表 4 関係）

イ 旅費について、宿泊を伴う旅行について 1 夜当たりの定額により支給することとし、その額は、1 夜につき 780 円とすることとします。（第 2 条中別表 3、別表 4 関係）

(3) 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正

ア 車賃の額は、その乗車に要する運賃とすることとします。（第 3 条中別表関係）

イ 旅費について、宿泊を伴う旅行について 1 夜当たりの定額により支給することとし、その額は、1 夜につき 780 円とすることとします。（第 3 条中別表関係）

(4) その他

- ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
- ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県旅費支給条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。<u>ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署の存する都または県の地域内で、かつ、在勤公署から4キロメートルを基準とする地域内の地域をいうものとする。</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。</p>
<p>第3条～第5条 省略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条</p> <p>1～5 省略</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ<u>1キロメートル当たりの定額または実費額</u>により支給する。</p> <p>6 旅行雑費は、<u>旅行中</u>の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7～15 省略</p> <p>第7条および第8条 省略</p>	<p>第3条～第5条 省略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ<u>旅客運賃等</u>により支給する。</p> <p>6 旅行雑費は、<u>内国旅行にあつては内国旅行中の夜数</u>に応じ1夜当たりの定額により、<u>外国旅行にあつては外国旅行中の日数</u>に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7～15 省略</p> <p>第7条および第8条 省略</p>

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費および宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4（外国旅行に係るものについては、10分の3）に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 省略

第10条～第13条の2 省略

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金による。

（1） 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の

運賃

（2） 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

（3） 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

（4） 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（5） 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号または第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域（県内の地域にあつては、規則で定める地域）をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費および宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4（外国旅行に係るものについては、10分の3）に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 省略

第10条～第13条の2 省略

（鉄道賃）

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金による。

（削除）

（1） その乗車に要する運賃

（2） 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3） 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（4） 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合

に限り、支給する。

(1) 省略

(2) 普通急行列車または準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、公務上の必要その他特別の事情があるもの(任命権者が知事と協議して定めるものに限る。)に該当する場合に限り、支給する。

4 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

5 県内の旅行の場合には、第1項第3号および第4号の規定を適用しない。

6 省略

第15条および第16条 省略

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)による旅行(旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。)の場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。

に限り、支給する。

(1) 省略

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で、公務上の必要その他特別の事情があるもの(任命権者が知事と協議して定めるものに限る。)に該当する場合に限り、支給する。

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

5 県内の旅行の場合には、第1項第2号から第4号までの規定を適用しない。

6 省略

第15条および第16条 省略

(車賃)

第17条 車賃の額は、その乗車に要する運賃とする。

2 自家用自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)による旅行(旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。)の場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。ただし、同一地域内の旅行にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 旅行が行程2キロメートル以上8キロメートル未満の場合 160円

(2) 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合 320円

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により車賃を計算する場合において、第1項および第2項に規定する額を異にする路程があるときは、これを区分して計算し、その区分された路程ごとに通算する。

5 前2項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、1日につき1,300円とする。

2 県内の旅行の場合における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の10分の3に相当する額とする。

3 省略

第19条および第20条 省略

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2)および(3) 省略

2 省略

3 移転料の算定において、職員の赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、

(3) 旅行が行程16キロメートル以上の場合 400円

3 前項本文の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(削除)

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により有料道路の料金その他の任命権者が知事と協議して定める料金を必要とした場合は、第1項および第2項に規定する額のほか、その実費額を車賃として支給する。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費の額は、1夜につき780円とする。

2 県内の旅行の場合における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

3 省略

第19条および第20条 省略

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤公署から新在勤公署までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2)および(3) 省略

2 省略

3 移転料の算定において、職員の赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤公署から新在勤公署までの路程に満たないときは、第1項の規定にかかわら

その現実の路程を移転料の路程とする。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に規定する旅行雑費の定額（以下この項および第25条第2項において「旅行雑費定額」という。）の5日分および新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額（以下この項において「宿泊料定額」という。）の5夜分に相当する額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 職員のための宿舍または自宅に住居を移転する場合には、旅行雑費定額2日分および宿泊料定額2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額4日分および宿泊料定額4夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額の3日分および宿泊料定額の3夜分に相当する額

2 省略

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア～ウ 省略

- (2) 省略

2 省略

第24条 省略

(在勤地内の旅行の旅費)

ず、その現実の路程を移転料の路程とする。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に規定する旅行雑費の定額（以下この項において「旅行雑費定額」という。）の5夜分および新在勤公署の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額（以下この項において「宿泊料定額」という。）の5夜分に相当する額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 職員のための宿舍または自宅に住居を移転する場合には、旅行雑費定額の2夜分および宿泊料定額の2夜分に相当する額
- (2) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額の4夜分および宿泊料定額の4夜分に相当する額
- (3) 赴任に伴う移転の路程が50キロメートル未満の場合には、旅行雑費定額の3夜分および宿泊料定額の3夜分に相当する額

2 省略

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤公署の存する地域から新在勤公署の存する地域まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア～ウ 省略

- (2) 省略

2 省略

第24条 省略

第25条 在勤地内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する

場合において、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道旅行の場合 乗車に要する旅客運賃による鉄道賃

(2) 陸路旅行の場合 (次号に該当する場合を除く。) 実費額による車賃

(3) 自家用自動車等による旅行 (旅行命令権者の承認を受けた旅行に限る。) の場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる額の車賃

ア 旅行が行程2キロメートル以上8キロメートル未満の場合 160円

イ 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合 320円

ウ 旅行が行程16キロメートル以上の場合 400円

(4) 公務上の必要その他やむを得ない事情により宿泊する場合 別表第1の定額による宿泊料

(5) 次条第1項第3号に該当する場合 同号に規定する額の移転料

2 在勤地内における旅行で公務上の必要その他特別の事情があるもの (任命権者が知事と協議して定めるものに限る。) については、前項の規定による旅費のほか、旅行雑費定額の10分の3に相当する額を超えない範囲内で知事が定める額の旅行雑費を支給する。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第26条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、

車賃、移転料、着後手当および扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 路程100キロメートル以上の旅行の場合には、第14条、第15条または第17条の規定による額の鉄道賃、船賃または車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃または車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃または車賃

第25条 削除

(同一地域内の旅行の旅費)

第26条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当および扶養親族移転料は、支給しない。

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居住を移転した場合には、別表第1の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居住を移転した場合には、別表第1の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

第27条～第40条 省略

第27条～第40条 省略

付 則

付 則

1～7 省略

1～7 省略

8 内国旅行に係る鉄道賃および船賃（旅客運賃に限る。）の額については、任命権者が知事と協議して定める内国旅行のため支給するものを除き、当分の間、第14条第1項第1号中「1等」とあるのは「2等」と、第15条第1項第2号中「上級」とあるのは「下級」として、これらの規定を適用する。

8 内国旅行に係る船賃（旅客運賃に限る。）の額については、任命権者が知事と協議して定める内国旅行のため支給するものを除き、当分の間、第15条第1項第2号中「上級」とあるのは、「下級」として、同号の規定を適用する。

9 滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例（平成25年滋賀県条例第号）第1条の規定による改正前の滋賀県旅費支給条例第2条第2項ただし書に規定する在勤地（同一地域内の同項ただし書に規定する在勤地を除く。以下「旧在勤地」という。）内において赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居所を移転した場合については、当分の間、旧在勤地を同一地域とみなして第26条の規定を適用する。

別表第1（第19条、第21条、第22条、第25条、第26条関係）
内国旅行の旅費

別表第1（第19条、第21条、第22条、第26条関係）
内国旅行の旅費

1以下 省略

1以下 省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																																																																
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 地方公営企業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る<u>鉄道賃および船賃の額</u>については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、<u>別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項</u>鉄道賃の欄中「1等運賃」とあるのは「2等運賃」と、<u>同項船賃の欄中「上級運賃」とあるのは「下級運賃」として、これらの規定を適用する。</u></p> <p>6 第12条第2項に規定する特別職の非常勤の職員に支給する<u>鉄道賃および船賃の額</u>については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、<u>別表4の表の部分鉄道賃の欄中「1等運賃」とあるのは「2等運賃」と、同表の表の部分船賃の欄中「上級運賃」とあるのは「下級運賃」として、これらの規定を適用する。</u></p> <p>7～10 省略</p> <p>別表1および別表2 省略</p> <p>別表3（第10条関係）</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">鉄道賃</th> <th rowspan="3">船賃</th> <th rowspan="3">航空賃</th> <th colspan="2">車賃</th> <th colspan="2">旅行雑費</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="3">食卓料 （1夜につき）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">（1キ ロメー</th> <th rowspan="2">（1日 につ</th> <th rowspan="2">甲地</th> <th rowspan="2">乙地</th> <th rowspan="2">甲地</th> <th rowspan="2">乙地</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		旅行雑費		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	（1キ ロメー	（1日 につ	甲地	乙地	甲地	乙地																<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 地方公営企業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員の内国旅行に係る船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、<u>別表3の(1)の表の部分地方公営企業の管理者 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員の項</u>船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、<u>別表3の(1)の規定を適用する。</u></p> <p>6 第12条第2項に規定する特別職の非常勤の職員に支給する船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、<u>別表4の表の部分船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、別表4の規定を適用する。</u></p> <p>7～10 省略</p> <p>別表1および別表2 省略</p> <p>別表3（第10条関係）</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">鉄道賃</th> <th rowspan="3">船賃</th> <th rowspan="3">航空賃</th> <th colspan="2">車賃</th> <th colspan="2">旅行雑費</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="3">食卓料 （1夜につき）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">（1キ ロメー</th> <th rowspan="2">（1日 につ</th> <th rowspan="2">甲地</th> <th rowspan="2">乙地</th> <th rowspan="2">甲地</th> <th rowspan="2">乙地</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		旅行雑費		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）	（1キ ロメー	（1日 につ	甲地	乙地	甲地	乙地															
区分					鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		旅行雑費								宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）																																													
								（1キ ロメー	（1日 につ	甲地		乙地	甲地	乙地																																																			
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃		旅行雑費		宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）																																																							
				（1キ ロメー	（1日 につ	甲地	乙地	甲地	乙地																																																								

				トルにき)		き)		
				つき)				
知事	1等運賃	上級運賃	実費	円 37	円 1,300	円 14,800	円 13,300	円 3,000
副知事	1等運賃	上級運賃	実費	円 37	円 1,300	円 13,100	円 11,800	円 2,600
地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員	1等運賃	上級運賃	実費	円 37	円 1,300	円 10,900	円 9,800	円 2,200

					き)		き)		
知事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 14,800	円 13,300	円 3,000	
副知事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 13,100	円 11,800	円 2,600	
地方公営企業の管理者 病院事業の管理者 常勤を要する監査委員 常勤を要する人事委員会の委員	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 10,900	円 9,800	円 2,200	

1 鉄道旅行で普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。

2 鉄道旅行で1等車を運行しない線路による場合は2等の運賃を、運賃の等級を設けない線路による場合はその乗車に要する運賃を支給する。

3 鉄道旅行で、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車

1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。

2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合(地

を運行するものによる場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別車両料金を支給する。

- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合においては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合においては、その乗船に要する運賃を支給する。
- 6 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。
- 7 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。
- 8 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で準急行または普通急行の料金を徴する線路による場合は準急行料金または普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。

方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別車両料金を支給する。

- 3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による場合においては、地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、中級の運賃を支給する。ただし、特別の必要により上級船室を利用する場合においては、上級の運賃を支給する。
- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合においては、その乗船に要する運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員については、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。
- 6 地方公営企業の管理者、病院事業の管理者ならびに常勤を要する監査委員および人事委員会の委員が航空機を利用した場合の特別座席料金は、特別の必要がある場合に限り、支給する。
- 7 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で普通急行の料金を徴する線路による場合は普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。

9 県内の旅行の場合においては、特別の必要による場合を除くほか、第3項および第8項の規定は、適用しない。

10 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあつては、車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

11 宿泊料の甲地および乙地は、それぞれ滋賀県旅費支給条例に定める宿泊料の甲地および乙地をいう。

(2)～(3) 省略

別表4（第12条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
1等運賃	上級運賃	実費	37円	1,300円	10,900円	9,800円	2,200円

1～2 省略

8 県内の旅行の場合においては、特別の必要による場合を除くほか、第1項、第2項および前項の規定は、適用しない。

9 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあつては、車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

10 宿泊料の甲地および乙地は、それぞれ滋賀県旅費支給条例に定める宿泊料の甲地および乙地をいう。

(2)～(3) 省略

別表4（第12条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	780円	10,900円	9,800円	2,200円

1～2 省略

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新																								
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 旅費の支給方法については、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の規定（同条例第18条第2項および第3項ならびに第25条の規定を除く。）を準用する。この場合において、旅費の計算についてはその居住地から、公務上の必要により居住地外にあつたときはその現在地から計算するものとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 鉄道賃および船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表の表の部分鉄道賃の欄中「1等運賃」とあるのは「2等運賃」と、同表の表の部分船賃の欄中「上級運賃」とあるのは「下級運賃」として、これらの規定を適用する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>旅費額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th>旅行雑費 (1日につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1等運賃</td> <td>上級運賃</td> <td>円 37</td> <td>円 1,300</td> <td>円 9,800</td> <td>円 2,200</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	1等運賃	上級運賃	円 37	円 1,300	円 9,800	円 2,200	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 旅費の支給方法については、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の規定（同条例第18条第2項および第3項の規定を除く。）を準用する。この場合において、旅費の計算についてはその居住地から、公務上の必要により居住地外にあつたときはその現在地から計算するものとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 および2 省略</p> <p>3 船賃の額については、公務上の必要その他特別の事情がある旅行のため支給するものを除き、当分の間、別表の表の部分船賃の欄中「上級運賃」とあるのは、「下級運賃」として、同表の規定を適用する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>旅費額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>車賃</th> <th>旅行雑費 (1夜につき)</th> <th>宿泊料 (1夜につき)</th> <th>食卓料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その乗車に要する運賃</td> <td>上級運賃</td> <td>その乗車に要する運賃</td> <td>円 780</td> <td>円 9,800</td> <td>円 2,200</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 9,800	円 2,200
鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																				
1等運賃	上級運賃	円 37	円 1,300	円 9,800	円 2,200																				
鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																				
その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 9,800	円 2,200																				

--	--	--	--	--

備考

- 1 鉄道旅行で普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。
- 2 鉄道旅行で1等車を運行しない線路による旅行にあつては2等の運賃を、運賃の等級を設けない線路による旅行にあつてはその乗車に要する運賃を支給する。
- 3 鉄道旅行で、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる場合（公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別車両料金を支給する。
- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行であつては中級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による旅行にあつてはその乗船に要する運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を支給する。
- 6 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別船室料金を支給する。
- 7 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で、準急行または普通急行の料金を徴する線路による旅行にあつては準急行料金または普通急行料金を、鉄道片道100キロメートル以上の旅行で、特別急行の料金を徴する線路による旅行にあつては特別急行料金を支給する。ただし、特別の事由により、鉄道片道50キロメートル未満の旅行で、準急行料金または普通急行料金を徴する列車に乗車したまたは鉄道片道100キロメートル未満の旅行で、特別急行料金を徴する列車に乗車したときは、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。
- 8 県内の旅行の場合においては、特別の必要がある場合を除くほか、

賃				
---	--	--	--	--

備考

- 1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。
- 2 鉄道旅行で、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による場合（公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別車両料金を支給する。
- 3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行であつては中級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による旅行にあつてはその乗船に要する運賃を支給する。
- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合（公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る。）は、運賃のほかに特別船室料金を支給する。
- 6 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で、普通急行の料金を徴する線路による旅行にあつては普通急行料金を、鉄道片道100キロメートル以上の旅行で、特別急行の料金を徴する線路による旅行にあつては特別急行料金を支給する。ただし、特別の事由により、鉄道片道50キロメートル未満の旅行で、普通急行料金を徴する列車に乗車したまたは鉄道片道100キロメートル未満の旅行で、特別急行料金を徴する列車に乗車したときは、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。
- 7 県内の旅行の場合においては、特別の必要がある場合を除くほか、

第3項および第7項の規定は、適用しない。

9 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県旅費支給条例第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあつては、車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

第1項、第2項および前項の規定は、適用しない。

8 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県旅費支給条例第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあつては、車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。